山口市身体障がい者補助犬に係る狂犬病予防関係手数料の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、補助犬によって社会活動を営む身体障がい者に対し、山口市使用料、手数料徴収条例(平成17年山口市条例第53号)別表第5に定める狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に関する事務の手数料(以下「手数料」という。)を同条例第4条第2号に該当するものとして免除することにより、社会参加を援助することを目的とする。

(免除の対象者)

第2条 この要綱に定める手数料の免除の対象となる者は、身体障害者補助犬法 (平成14年法律第49号)第2条第1項の規定の適用を受ける犬の使用者と する。

(免除の申請)

- 第3条 手数料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、狂犬 病予防関係手数料免除申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、身体障害者手帳及び盲導犬使用者証又は身体障害者補助犬を使用することを証する書類を提示しなければならない。

(免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、適当と認 めるときは、免除するものとする。

附 則(令和5年4月1日)

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

身体障がい者補助犬に係る狂犬病予防関係手数料免除申請書

年 月 日

(宛先) 山口市長

申請者 住 所 《氏》 が名 電話番号

身体障がい者補助犬の狂犬病予防関係手数料の免除を受けたいので、次のとおり申 請します。

免	除を	受け	る補	助犬	; の [2	区分	□盲導犬 □介助犬 □聴導犬
免	除を登	受け。	よう。	とする	る手数	女料	□ 犬の登録手数料 □ 狂犬病予防注射済票交付手数料 □ 犬の鑑札の再交付手数料 □ 狂犬病予防注射済票再交付手数料
補	助	犬	の	所	在	地	1 山口市
	免	対	象	補	助	犬	登録番号
減							種類
							生年月日
							毛色
							性 別
							犬の名
狂	犬 病	予防	注	射済	票番	号号	
狂	犬 病	予	防泊	: 射	実 施	日	

備考 該当する□の中にレ印を付けてください。